

# 雇用調整助成金の特例拡充のお知らせ

令和2年6月12日発表分

## ～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部（一定の要件を満たす場合は全部）が国によって助成される制度です。

### 【特例の対象となる事業主】

**新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。**

### 【上限額の引き上げ措置の内容】

- 1 受給額の上限を引き上げます。  
(1人あたり日額**8,330円⇒15,000円**)
  - 2 解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率  
を**10/10(100%)**に拡充します。
- 令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間（算定基礎期間）が対象です。
  - すでに受給した方・申請済みの方へも適用されます。**
  - これから支給申請を行うものは、厚労省HPの様式をご活用ください。
  - 雇用調整助成金だけでなく、緊急雇用安定助成金も対象です。

企業規模にかかわらず、  
すべての事業主に適用

### 【追加支給について】

- 1 支給申請はお済みでまだ支給決定されていない事業主の方
  - 追加支給の**手続きは「不要」**です。
  - 差額（追加支給分）も含めて**支給します。
- 2 すでに支給決定された事業主の方
  - 追加支給の**手続きは「不要」**です。
  - すでに支給した額との差額（追加支給分）は後日支給**します。  
差額（追加支給分）は令和2年7月以降順次お支払いしますので、  
今しばらくお待ちください。
- 3 支給申請がお済みの事業主の方で、過去の休業手当を見直し（増額し）従業員に対し、追加で休業手当の増額分を支給した事業主の方
  - 追加支給の**手続きが「必要」**です。
  - 令和2年**9月30日**までに次の書類をご提出ください。（厚労省HPに掲載）  
「再申請書（様式）」、「支給要件確認申立書（様式）」  
「支給決定通知書の写し」、「増額した休業手当・賃金の額がわかる書類」  
「休業させた日や時間がわかる書類（対象労働者を増やした場合）」

詳細については、愛媛労働局職業安定部職業対策課（助成金センター）及び最寄りのハローワークにお尋ねください。また、お手数ですが、追加支給を希望しない場合はご連絡ください。

※詳しくは、ガイドブック（簡易版）をご覧ください。  
申請様式やマニュアルもダウンロードできます。

厚生労働省 雇用調整助成金

検索



厚生労働省・愛媛労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



(R2.6.16愛媛)